

水中音響測位システム事件

弁理士 粕川 敏夫

判決のポイント 審査過程において行った補正が、特許法 17 条の 2 第 3 項 3 項に規定している要件及びサポート要件を満たしているかどうか。

表示 H31.4.22 判決 知財高裁 平成 30 年（行ケ）第 1 0 1 2 2 号

1. 事実関係

(1)本件は、被告が有する特許第 5 7 6 9 1 1 9 号（発明の名称「水中音響測位システム」）に対して、原告が無効審判を請求し、棄却審決を受け、当該棄却審決に対する審決取り消し訴訟である。

(2)本件発明 1 は、以下のような構成要件に分説される。

【請求項 1】

A 陸上における G P S 観測データを基準とした G P S を備えている船上局から送信した音響信号を海底に設置された複数の海底局でそれぞれ受信し、それぞれの海底局から前記音響信号を前記船上局へ送信することによって、前記海底局の位置データの取得密度を向上して収集することができる水中音響測位システムにおいて、

B 前記船上局から各海底局に個別に割り当てられる I D コードおよび測距信号からなる音響信号をそれぞれの前記海底局に対して互いに混信しない最低の時間差をもって送信する船上局送信部と、

C 前記船上局送信部からの音響信号をそれぞれ受信するとともに、受信した前記音響信号中の前記 I D コードが自局に割り当てられたものである場合にのみ、前記全ての海底局に予め決められた同じ I D コードであって海上保安庁が設置した既存の海底局において用いられる M 系列コードを、受信した前記音響信号中の測距信号に付し、前記船上局から送信した前記音響信号が届いた順に直ちに返信信号を送信する海底局送受信部と、

D 前記それぞれの海底局送受信部から届いた順に直ちに返信された各返信信号を一斉に受信する一つの船上局受信部と、

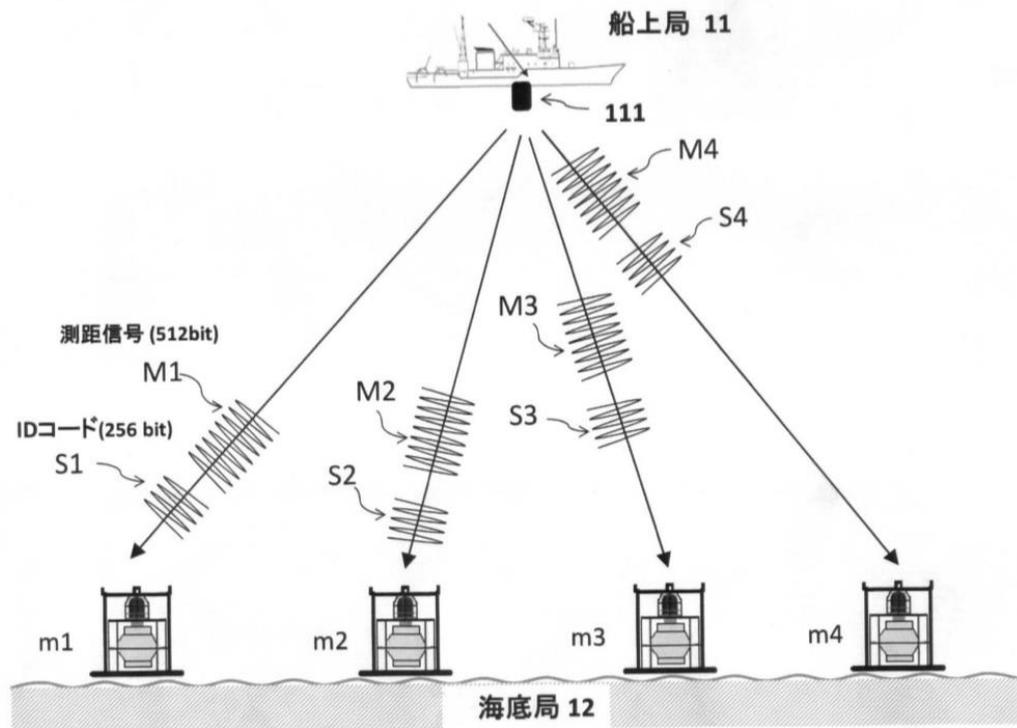
E 前記一つの船上局受信部において、前記各返信信号および G P S からの位置信号を基にして、前記海底局送受信部の位置を決めるための演算を受信次第直ちに行うことができるデータ処理装置と、

F から少なくとも構成されていることを特徴とする水中音響測位システム。

【請求項 2】

G 前記 I D コードの送信を開始してから測距信号の送信終了までの時間 n は、0. 4 秒以上であり、前記測距信号の送信終了から次の I D コードの送信開始までの時間は、2. 6 秒以下である

H ことを特徴とする請求項 1 に記載された水中音響測位システム。



2. 原審決の概要

- (1) 本件補正は、本件当初明細書等に記載した事項の範囲内においてされたものであるから、特許法 17 条の 2 第 3 項に規定する要件に適合する。
- (2) 本件特許は、サポート要件（特許法 36 条 6 項 1 号）に適合する。
- (3) 本件発明 1 及び 2 は、「文部科学省研究開発局，国立大学法人東北大学『海底地殻変動観測技術の高度化（平成 23 年度）成果報告』，平成 24 年 5 月」（甲 2。以下，各証拠に係る文献を証拠番号に従って「甲 2 文献」などといい，甲 3 の 1 文献及び甲 3 の 2 文献を併せて「甲 3 文献」という。）に記載された発明（以下「甲 2 発明」という。）と甲 3 文献ないし甲 6 文献に記載された構成に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない。

3. 争点

- (1) 取消事由 1（新規事項追加の判断の誤り）について
 - ① 構成 D の「一斉に」について
 - ② 構成 E の「直ちに」について
- (2) 取消事由 2（サポート要件適合性の判断の誤り）について
- (3) 取消事由 3（進歩性）について

※争点（3）については割愛

4. 裁判所の判断

（1）取消事由1について

① 構成Dの「一齐に」について

本件補正前の特許請求の範囲には「一齐に」との文言は使用されていないし、その余の文言を斟酌しても、一齐受信構成と解し得る構成が記載されていると認めることはできない。

本件当初明細書の段落【0004】、【0009】、【0010】及び【0019】に「一齐に」との文言が使用されているところ、これらはいずれも特願2013-102097号に係る水中音響測位システム（以下「先願システム」という。）に関する記載である。そこで、先願システムにおいて用いられている「一齐に」の語の意味について検討する。

…

そして、「一齐に」の語は「そろって。同時に。」との意味を有すること（甲1）に鑑みると、先願システムは、複数の海底局に対して一齐に、すなわち、同時に測距を行うとの構成を採用したことにより、1つの海底局に対する測距時間を他の海底局に対する測距時間としても利用可能となり、従来の水中音響測位システムと比較して全体の測距時間が短縮するという効果を奏するものと認められる。

b ところで、本件当初明細書の段落【0004】及び【0010】では、先願システムの動作に関し、**船上局における音響信号の送信のみならず、受信についても「一齐に」との語が用いられている。**

確かに、先願システムでは、船上局から各海底局に対する音響信号を厳密な意味で同時に送信することができる。しかし、船上局と各海底局との距離には当然にばらつきがあるため、船上局から各海底局に対する音響信号を厳密に同時に送信したとしても、船上局が各海底局からの音響信号を受信するタイミングには、この距離のばらつきに応じた時間差が生じ得る。そして、このような時間差が生じることを測距前に完全に排除することは不可能である。

そうすると、先願システムにおける「一齐に」との語は、厳密に同時であることを意味する語としてではなく、船上局と各海底局との位置関係次第では無くなり得るほどの、ある程度の時間差を許容する語として用いられていると認めるのが相当である（このような理解は、全体の測距時間が短縮するとの先願システムが奏する効果（受信のタイミングが厳密に同時でなくとも、複数の海底局に対する測距が同時に行われ得ることは明らかである。）や、本件当初明細書の段落【0019】及び図7の記載とも整合する。）。

c なお、本件当初明細書の段落【0009】では、**船上局からの送信について「一齐に」との表現を用いているのに対し、海底局からの送信及び船上局での受信については「ほぼ一齐に」との表現を用いている。**これは、船上局からの音響信号の送信が厳密な意味で同時に行われるのに対し、船上局からの音響信号が海底局に到達し、当該海底局がこれに応答して音響信号を送信するタイミング及び当該海底局からの音響信号が船上局に到達するタイミングには、船上局と各海底局との距離のばらつきに応じた時間差が生じ得ることを明確にする意図であると推察できるから、先願システムにおける「一齐に」の語の意味についての上記理解を否定するものとはいえない。

d 以上によれば、本件当初明細書は、先願システムにおける「一齐に」の語について、「船上局と各

海底局との位置関係次第では船上局での受信が同時にされる程度の時間差の範囲内で」との意味を開示していると認められる。

また、本件当初明細書には、当該実施例に関し、海底局からの応答信号が重複しても、すなわち、複数の海底局からの音響信号を船上局で同時に受信しても、相関処理によって識別できることが記載されている（段落【0044】、【0045】）。

そうすると、当該実施例は、船上局において、複数の海底局からの応答信号を「船上局と各海底局との位置関係次第では船上局での受信が同時にされる程度の時間差の範囲内で」受信する態様を開示していると認められるから、上記(イ)において説示した「一齐に」の語の意味に照らせば、当該実施例が開示する態様は、船上局において、複数の海底局からの応答信号を「一齐に」受信するものといえる。

ウ 以上によれば、本件当初明細書に記載されている本件発明の実施の形態は、一齐受信構成、すなわち、「それぞれの海底局送受信部から返信された各返信信号を一齐に受信する一つの船上局受信部」を備えていると認められる。

② 構成 E の「直ちに」について

ア 原告は、構成 E の「直ちに」との文言を追加する本件補正は、本件当初明細書等に記載された事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないとされた審決の判断が誤りであると主張する。

ここで、構成 E の「直ちに」は、「受信次第」との文言と併せて、海底局送受信部の位置を決めるための演算を行う時期を限定するものであるから、当該文言を追加する本件補正がいわゆる新規事項の追加に当たるか否かは、構成 E のうち演算を行う時期について特定する「前記海底局送受信部の位置を決めるための演算を受信次第直ちに行うことができるデータ処理装置」との構成（以下「位置決め演算時期構成」という。）が、本件当初明細書等に記載された事項との関係において、新たな技術的事項に当たるか否かにより判断すべきである。

イ 本件当初明細書等の記載について

(ア) 上記 1 (1)において認定したとおり、本件補正前の特許請求の範囲には「直ちに」との文言は使用されていないし、その余の文言を斟酌しても位置決め演算時期構成と解し得る構成が記載されていると認めることはできない。

...

(ウ) この点に関し、審決は、データ処理装置による位置決め演算には、船上で行う場合と、船上で受信したデータを地上に持ち帰って行う場合とがあるところ、後者の場合にはそれなりの時間がかかるから、技術常識をわきまえた当業者であれば、構成 E の「受信次第直ちに」とは、船上で演算を行う場合を指すと理解すると認められると判断した。

しかし、位置決め演算を船上で行うか地上で行うかは、位置決め演算を実行する場所に関する事柄であって、位置決め演算を実行する時期とは直接関係がない。そして、位置決め演算を船上で行う場合には、海底局及び G P S の信号を受信した後、観測船が帰港するまでの間で、その実行時期を自由に定めることができるにもかかわらず、位置決め演算を「受信次第直ちに」実行しなければならないような特段の事情や、本件発明の実施の形態において、当該演算が「受信次第直ちに」実行されていることをうかがわせる事情等は、本件当初明細書に何ら記載されていない。

また、本件当初発明では、構成 e に「前記船上局受信部において、…前記海底局の位置を決める演算を行うデータ処理装置と、」と、位置決め演算を船上で行うことが特定されていたのであるから、本件補正によって追加された「受信次第直ちに」との文言を、位置決め演算を船上で行うことと解すると、当初明確な文言によって特定されていた事項を、本来の意味と異なる意味を有する文言により特定し直すことになり、明らかに不自然である。

したがって、「受信次第直ちに」との文言を、船上で位置決め演算を行う場合を指すと解することはできない。

(E) よって、本件当初明細書に、位置決め演算時期構成が記載されていると認めることはできない。

ウ 以上検討したところによれば、本件当初明細書等に位置決め演算時期構成が記載されていると認めることができないから、構成 E に位置決め演算を「受信次第直ちに」行うとの限定を追加する本件補正は、本件当初明細書に記載された事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものというべきである。

(2) 取消事由 2 について

本件補正後の本件明細書の段落【0013】には、「前記それぞれの海底局送受信部から届いた順に直ちに返信された各返信信号を一齐に受信する一つの船上局受信部」との記載及び「前記一つの船上局受信部において、前記各返信信号およびGPSからの位置信号を基にして、前記海底局送受信部の位置を決めるための演算を受信次第直ちにを行うことができるデータ処理装置」との記載があるところ、これらの記載はそれぞれ構成 D の「一齐に」及び構成 E の「直ちに」の各特定事項に相当するものというべきである。

したがって、本件発明は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載されたものと認められるから、本件特許はサポート要件に適合する。

5. 実務上の指針

本事案では、審査過程で拒絶理由に対して行われた補正で、従来技術の説明の文言に基づいて「一齐に」との補正が認められている。しかし、技術的特徴とはなりえないので、そもそも補正をする意味がなかったのではないか？という疑問がある。

また、「受信次第直ちに」との補正はその内容に矛盾があるため、新規事項とされた。補正を行う場合には、内容の十分な吟味が必要である。

一方、サポート要件については、「一齐に」「受信次第直ちに」との補正は、補正時に明細書の詳細な説明の対応箇所を補正したことにより、サポート要件は適合すると判断されている。

サポート要件については、明細書に使用されていなかった表現については、詳細な説明にも補正により追加しておくことで、サポート要件は充足することができる可能性がある。

(2019.6.5 粕川)